

仕様書

1 案件名称

ポータブルハードディスク（万博推進局）の買入

2 納入物品仕様及び数量

【数量】

2台

【基本仕様】

タイプ：ポータブル

容量：2TB

対応OS：Windows10 64ビット

インターフェース：USB3.2 (Gen1) /3.1/3.0/2.0 対応 Type A

外寸：W75mm×H19.5mm×117mm程度

【保証】

1年

【その他】

暗号化機能搭載

【参考機種】

・Buffalo : HD-PGAC2U3-BA

・ELECOM : ELP-HTV020UBK

・I-O DATA : HDPX-UTSC2K

※今回納入する製品については、上記のうちのいずれか又は同等品以上とする。

3 納入期限

令和8年1月30日（金）

※ 納入日時については事前に本市担当と協議のうえ決定すること。

4 納入場所

アジア太平洋トレードセンタービル O's 棟北館 4階

※ 詳細については別途、本市担当と協議を行うこと。

5 特記事項

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は、質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知の上応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する。
- (2) 契約金額は納品（搬入、組立、設置等）に関する一切の経費を含めること。また、設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については本仕様書の記載の有無に問わらず、すべて提供すること。
- (3) 納入製品については、全て新品を納品すること。
- (4) 大阪市グリーン調達方針（電子計算機等）の判断基準を順守すること。
(参考) 大阪市HP「大阪市グリーン調達方針」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>

- (5) 納入に際して、建物及びそれに付隨する設備等を損傷することのないよう、充分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。
- (6) 契約締結後、速やかに単価のわかる内訳明細書を本市へ提出すること。

6 本市担当

大阪市万博推進局 総務部 総務課

担当 : 浅井 (電話 06-6690-7116)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965